

## 「国民」、「公民」、「人民」の日中台比較

### Comparison of “Kokumin” “Koumin” and “Jinmin” in Japan, China and Taiwan

高橋 孝治

中国政法大学刑事司法学院博士課程

#### 要旨

中国では公民や人民という言葉が使い分けられている。中国の「公民」は日本の「国民」に対応し、中国の「人民」に対応する言葉は日本にはないと一般的には考えられている。ところで中国では董和平という学者が「国民は公民であり、公民は国民である。ただしいくつかの国家、例えば日本は国民の概念と公民を明確に区別する。これらの国家では、国民は当該国家の国籍保有者を指し、すなわち本来の意味での公民であり、公民は法的年齢に達し、公民権を享受できる国民を意味するのである」と述べる。ところが日本では憲法上に「公民」という用語はなく、董和平の言うように「国民と公民を明確に区別」しているとは言い難いように思われる。

そこで董和平の論を端に、国民や公民、人民などの用語を日本や中国ではどう捉えているのかを再検証する。また中国の用語は社会主義思想の影響を受けているため、社会主義思想の影響を受けていない中国語での意味も検証する為、台湾の用語もこの検証対象とする。

結論としては、日中台の「国民」「公民」「人民」の定義は全て異なることを示し、董和平の主張は誤りであるとする。またこの原因は各国の憲法観にあるとも指摘する。

#### キーワード：

公民、国民、日本国憲法、日中の言語の相違

# 「国民」、「公民」、「人民」の日中台比較

高橋 孝治

中国政法大学 刑事司法学院 博士課程

## 1. 問題の所在

中華人民共和国（以下「中国」という。特に1949年10月1日の中華人民共和国建国宣言以降を強調する場合は「新中国」という）の憲法用語では「公民」と「人民」が使い分けられている。「公民」とは一般的に「中国の国籍を有する者」と理解されている（中国憲法（1982年12月4日公布・施行）第33条第1項）。これに対し「人民」とは、「労働者階級、農民階級、小ブルジョア階級、民族ブルジョア階級および反動的階級から意識的に移ってきた一部の愛国分子」とされる<sup>1</sup>。すなわち「公民」は単に国籍を持つ者だが、「人民」は社会主義的イデオロギーを堅持する者と定義づけられる。

一方、日本国憲法（1946年（昭和21年）11月3日公布、翌年5月3日施行）で抽象的に「人々」を表す用語は「国民」のみである。憲法にいう「国民」とは、「日本の国籍を有する者」とされる<sup>2</sup>。その意味で中国の「公民」という用語には日本の「国民」という用語が対応し、日本には中国の「人民」に対応する用語は法律上存在しないものと考えられている。

ところが中国の憲法書である董和平(2004)『憲法学』（法律出版社）286頁は以下のように説明する。「公民という概念の理解には、『国民』との区別が必須である。各国の学術研究および政治実践では、『国民』の概念は通常公民の概念として用いられており、すなわち国民は公民であり、公民は国民である。ただしいくつかの国家、例えば日本は国民の概念と公民を明確に区別する。これらの国家では、国民は当該国家の国籍保有者を指し、すなわち本来の意味での公民であり、公民は法的年齢に達し、公民権を享受できる国民を意味するのである」。これによれば、日本では「国民」と「公民」という用語を使い分けていることになっている。しかし、日本国憲法上「公民」という用語は存在しない。ここでいう国民と公民の区別とは何なのだろうか。そこで本稿は、日本における「国民」と中国における「公民」は本当に対応関係にあるものなのか、

<sup>1</sup> 周恩来(2011)「人民政協共同綱領草案的特点」中共中央文献研究室（編）『建国以来重要文献選編（第一冊）』中央文献出版社、14頁。石塚迅(2004)『中国における言論の自由—その法思想、法理論および法制度—』明石書店、24頁。また「社会主義建設の時期には、社会主義建設の事業に賛成し、これを支持し、これに参加するすべての階級、階層、社会集団はみな人民の範囲に属」とも説明される。毛沢東(1999)「關於正確處理人民内部矛盾的問題」中共中央文献研究室（編）『毛沢東文集（第七卷）』人民出版社、205頁。土屋英雄(2012)『中国「人権」考—歴史と当代—』日本評論社、138頁。

<sup>2</sup> 伊藤正己はこれを「国民としての身分を国籍といふ」と説明している。伊藤正己(1990)『憲法』（新版）弘文堂、4頁。

日本における「国民」や「公民」とは何なのかを再検討することを目的とする。また、中国における「人民」は社会主義思想の影響を受けた言葉であるため、その影響を受けていない中国語はどのようになっているのかを探る意味で台湾（国名としては「中華民国」）も比較対象とする。すなわち、本稿は「国民」や「公民」の用語の日中台比較を行い董和平論の真偽を検証するものである。

なお、憲法上の議論から出発していることもあり、本稿の考察対象は基本的に法律用語としての「国民」、「公民」などに限定する。

## 2. 日本における「国民」、「公民」などの概念

本章では、日本における「国民」、「人民」や「公民」の定義を確認する。さらに大日本帝国憲法（1889年（明治22年）2月11日公布、翌年11月29日施行。以下「明治憲法」という）で使われていた「臣民」の定義も確認する。

### 2.1 日本国憲法における「国民」という概念

日本の「国民」についてはいくつか定義がある。例えば、法令用語研究会（編）（2006）『法律用語辞典』（第3版）（有斐閣）486頁によれば「国民」とは以下のように言われる（以下、本稿で『法律用語辞典』というときは本書を示す）。「①一般には、国家の構成員を指し、その国の国籍をもつ者を意味する。広義では天皇も含まれる。②狭義で、『国家機関（又は憲法上の機関）としての国民』の意で用いられ、この場合は、選挙権者又は投票権者をもって構成される機関を指す（憲43、79、96①等）。③「主権者としての国民」の意で用いられることがあるが、その範囲（天皇、未成年者等の包含の有無）については学説上争いがある」。

この点、辻村みよ子は明確に「『国民』とは、国籍保持者の総体としての『全国民』なのか、政治参加能力をもった市民の総体としての『人民』なのか、あるいは国家法人説でいう『有権者』なのかという基本的な論点について、十分に解明されなかった」と「国民」に共通の定義がないことを述べている（ここにいう「人民」については2.2で検討する）<sup>3</sup>。しかし『法律用語辞典』が示すように、三種程度の定義に絞ることはできよう。佐藤幸治も「国民」には①国家を構成する個々人としての国民（憲法第10条「日本国民たる要件は法律でこれを定める」の場合の「国民」など。日本国籍保有者としての意味）、②主権者としての国民（憲法第1条「主権の存する国民」の場合の「国民」など。年齢、能力などのいかに問わず全体としての国民の意味）、③国家機関としての国民（有権者団としての「国民」の意味であり、未成年者などは含まない）の三つがあると述べる<sup>4</sup>。

<sup>3</sup> 辻村みよ子（2012）『憲法』（第4版）日本評論社、48頁。佐藤幸治も「日本国憲法の使用する『国民』の概念も一様ではない」と述べる。佐藤幸治（2011）『日本国憲法論』成文堂、105頁。

<sup>4</sup> 佐藤幸治・前掲註3）105～106頁。

## 2.2 日本国憲法における「人民」という概念

1. で述べたように日本国憲法の条文上「人民」という用語は存在しない。しかし2.1で「市民の総体としての『人民』」と述べたように、憲法の学説上は「人民」という用語が存在している。ここではこの学説上の「人民」について確認しておく。

この「人民」は、主権原理についてフランスで議論されていたものが日本に持ち込まれたものである<sup>5</sup>。フランスでは市民革命期に君主主権を否定して新しい立憲主義憲法が制定された際に、「国民主権」の意味をナシオン (nation) 主権ととるかプーブル (peuple) 主権ととるかで議論が分かれた。日本でもこのナシオンとプーブルの捉え方に議論があり、一つにまとめることはできない。しかし芦部信喜はナシオンを国籍保有者の総体としての国民（全国民）とし、プーブルを社会契約参加者（普通選挙権者）の総体としての国民（人民）と捉えている<sup>6</sup>。

この芦部信喜のいうプーブルを日本における「人民」だと仮定すれば、日本における「人民」は「有権者の総体」を意味することになる。この「人民」は、「国家機関としての国民」とほぼ同義になる。「国家機関としての国民」も有権者「団」としての意味であり、「有権者の総体」としての意味があるからである。

ところで、芦部信喜によるプーブルとしての「人民」は董和平のいう日本の「公民」とはまた異なる。董和平のいう「公民」は「法的年齢に達し、公民権を享受できる国民」である。つまり「公民権を享受できる個々人」を表し、「有権者の総体」としてではないからである。

## 2.3 日本における「公民」という概念

日本国憲法の条文上「公民」という用語も見受けられない。『法律用語辞典』452頁では現在の日本で「公民」は以下のように定義される。「現行法令上は、選挙権、被選挙権、直接請求権等の参政権を通じて国又は地方公共団体の公務に参加する地位における国民をいう（労基7、教基8①参照）」。

ここに言う「労基7、教基8①」とは、それぞれ労働基準法第7条および教育基本法第8条第1項を意味する。確かに労働基準法第7条は「使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合には、拒んではならない」と規定しており、「公民」という用語を使っている。そして、かつての教育基本法第8条第1項も「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない」と規定していた。

<sup>5</sup> 芦部信喜、高橋和之（補訂）（2011）『憲法』（第5版）岩波書店、43頁。

<sup>6</sup> 芦部信喜・前掲註5）43頁。

なお、平成 23 年（2011 年）12 月 15 日に教育基本法は全面改正され、それに伴い当該規定は教育基本法第 14 条第 1 項に移され、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」に改められた<sup>7</sup>。

労働基準法第 7 条にいう「『公民としての権利』とは、公職選挙をはじめとする国または公共団体の公務に参加する権利で、被選挙権もこれに入るが他人の選挙運動への協力や訴権行使は含まれ」ないとされている<sup>8</sup>。教育基本法第 14 条第 1 項（旧第 8 条第 1 項）にいう「良識ある公民として必要な教養」もその趣旨は「政治形態について十分な認識をもち、さらに、対立抗争する諸見解に十分耐えて、成人になった後、自己の政治的な責任なり主体性なりを十分に貫徹できるべく、『政治的教養』を啓培すること」にあるとする<sup>9</sup>。

労働基準法および教育基本法における「公民」は政治に参加できる者を表している。さらに、ここで言う「公民」は有権者個人々人を表すため、有権者団の総体としての意味を持つ「国家機関としての国民」とも意味が異なる。その意味で董和平の「公民は法的年齢に達し、公民権を享受できる国民を意味するのである」との説明は正しいと言える。

## 2.4 明治憲法における「臣民」という概念

明治憲法においては「国民」という用語は使われず、「臣民」という用語が使われていた<sup>10</sup>。この臣民はいかなる定義であったのか再確認をする。

「明治憲法のもとでは、まず、内地人と外地人の区別があり、内地人には、天皇、皇族、内地臣民の三種類が存在し、内地臣民にも華族と一般臣民の区別があった。また、外地人には、朝鮮人、台湾人、樺太土人の三種類があり、朝鮮人については、王公族、朝鮮貴族、一般朝鮮人の区別がなされた。（中略）天皇・皇族の皇室という呼び方に対し、その他をすべて広い意味の臣民とされた」と説明される<sup>11</sup>。つまり、皇室の者以外の全ての者が臣民である。「国民又は臣民の身分を表示するものは何かといふと、それは国籍である」とか<sup>12</sup>、「凡ろ日本臣民たるの要件は苟くも我日本國に於て生

<sup>7</sup> 「本条条文は、第 1 項で旧教育基本法第 8 条の条文より『たるに』を『として』に換えたり、『これを』を削除したりするなどの若干の変更はあるが、実質的には何ら変更をしていない」と言われる。杉原誠四郎(2011)『新教育基本法の意義と本質』自由社、324 頁。

<sup>8</sup> 下井隆史(2001)『労働基準法』(第 3 版)有斐閣、61~62 頁。また瀧川誠男(1994)『労働法講義』(3 訂版)中央経済社、160 頁も同様に述べている。

<sup>9</sup> 杉原誠四郎(2002)『教育基本法—その制定過程と解釈』(増補版)文化書房博文社、202 頁。また下村哲夫(1997)『改訂新版 教育法規を読む—これだけは知っておきたい—』東洋館出版社、28 頁も同様に述べている。

<sup>10</sup> 伊藤正己・前掲註 2) 103 頁。

<sup>11</sup> 伊藤正己・前掲註 2) 103 頁。

<sup>12</sup> 清水澄(1914)『帝國憲法の話』實業之日本社、46 頁。

れ日本國の籍に在るものは何れも日本臣民」とも言われた<sup>13</sup>。ここから「臣民」は国籍保有者と定義づけられており、日本国憲法における「国家の構成員としての国民」と同義のように見える。

しかし、厳密に言えば、明治憲法における「臣民」と日本国憲法における「国家の構成員としての国民」は異なるものである。それは「臣民たるものは、我が領土内に居る場合は勿論、よし外國の領土に居る時でも、やはり我が國法に服従する義務がある。その上、臣民たるものは、君主に對して忠實なるべき義務がある。これは我が領土内にある外國人の有しない義務のやうな君主國體では、この義務が最も重いのである」とか<sup>14</sup>、「日本臣民は、大日本帝國の領土を國民的生活の本據とし大日本帝國の主權者たる天皇に對し奉りては絶對的に服従翼賛」するものと言われるからである<sup>15</sup>。すなわち、臣民とは、「日本国籍保有者であることを要件とするが、天皇という主權者に對して絶對服従を誓う者」なのである。これに對し、日本国憲法における「国家の構成員としての国民」には「絶對服従を誓う」という要件は入っていない。

## 2.5 中間的考察—明治憲法上の「臣民」と日本国憲法上の「国民」の違い

明治憲法上の「臣民」と日本国憲法上の「国民」には「絶對服従」という違いがなぜ生じるのか。原因は憲法の思想の違いにあると言える。日本国憲法は立憲的意味の憲法と言われる<sup>16</sup>。立憲的意味の憲法とは、「専断的な權力を制限して広く国民の權利を保障する」ための憲法である<sup>17</sup>。「權力保持者による權力濫用を意識的に阻止し、權力名宛人の利益保護を終局の目的とする」憲法とも説明される<sup>18</sup>。すなわち、日本国憲法は国家權力を抑制するためのものであり、国民に義務を課すためのものではないのである。もちろん、日本国憲法にも「国民の三大義務」として勤労の義務、納税の義務、教育を受けさせる義務が規定されている。しかし、これらは宣言的なものであり、国民に直接義務を課したのではないとされる<sup>19</sup>。すなわち、日本国憲法が国民

<sup>13</sup> 關直彦(1879)『大日本帝國憲法』三省堂、33頁。

<sup>14</sup> 清水澄・前掲註12) 49頁。

<sup>15</sup> 關直彦・前掲註13) 147頁。「臣民トハ唯一ノ權力即チ國家統治權ニ絶對服従シテ統一セル國家ノ分子タルヲ其ノ性質トス」(清水澄(1932)『逐條 帝國憲法講義 全』松華堂書店、188頁)とか「天皇の下に統治せられてゐる臣民としては、如何なる人があるか。換言すれば、如何なる人が臣民として、天皇の下に統治せられるのであるか」(佐々木惣一(1943)『我が國憲法の獨自性』岩波書店、79頁)とも言われる。

<sup>16</sup> 高橋和之(2013)『立憲主義と日本国憲法』(第3版)有斐閣、37頁。また佐藤幸治・前掲註3) 7頁が示す立憲主義の内容は日本国憲法に全て含まれている。

<sup>17</sup> 芦部信喜・前掲註5) 5頁。また蟻川恒正(2005)「立憲主義のゲーム」『ジュリスト』1289号、74頁も同様に述べる。

<sup>18</sup> 佐藤幸治・前掲註3) 20頁。

<sup>19</sup> 小泉良幸(2005)「国民の義務と、愛国心」『ジュリスト』1289号、104頁。

に直接義務を課すことはないため、日本国憲法における三つの国民の意味のどれにも「義務を負う者」という要件は入っていない。

これに対し、明治憲法は立憲的意味の憲法ではない<sup>20</sup>。例えば、明治憲法第31条は「本章ニ掲ケタル条規ハ戦時又ハ国家事変ノ場合ニ於テ天皇大権ノ執行ヲ妨クルコトナシ」とある。ここにいう「本章ニ掲ケタル条規」とは臣民の権利義務の規定である。つまり、明治憲法は戦時または国家事変の際には天皇の執行が臣民の権利よりも優先されるといえることである。この点より国家権力を抑制するという思想は見受けられず、立憲的意味の憲法とは呼べない。さらに、明治憲法における臣民の権利は「いずれも前国家的な自然権的性格を否定され、天皇によって恩恵的に認められた権利にすぎなかった」<sup>21</sup>。逆にいえば、天皇により自由に権利の停止ができたのである。ここからも臣民の権利を天皇が抑制しており、憲法が国家権力を抑制するという思想がないことが分かる<sup>22</sup>。なお、後の論述のため述べておくと、この権利が前国家的、自然権的性格によるものとする考え方は「天賦人權論」と言う。「天、造物主（神）、自然から信託ないし付与されたもの、ということで、人間が生まれながらに有する」という意味である<sup>23</sup>。これに対し、明治憲法のような権利論を「天賦人權論の否定」とも言う。天賦人權論を否定する憲法の場合、多くは権利は憲法もしくは法律によって人間に付与するという思想を持つ。そのため憲法や法律によれば権利を奪う（もしくは最初から付与しない）という法的構成が可能となる。

明治憲法が立憲的意味の憲法でない以上、憲法が直接に義務を課することも可能になる<sup>24</sup>。そしてそれが「義務を負わなければならない」とする「臣民」の定義にも表れていると言える。

また「国民といつても臣民といつても法理上何の差異があるわけではない」とも言われ<sup>25</sup>、明治憲法の条文上は「国民」という言葉はないが、学説上は「国民」という概念が存在していた。明治憲法上の「国民」は「臣民」と同義であるとされ、「国民」も義務を負わなければならない存在であった。

<sup>20</sup> 芦部信喜・前掲註5) 18頁。

<sup>21</sup> 辻村みよ子・前掲註3) 25頁。

<sup>22</sup> 佐藤幸治・前掲註3) 115頁。

<sup>23</sup> 芦部信喜・前掲註5) 80頁。

<sup>24</sup> 「世俗的には、兵役の義務と納税の義務と教育を受くるの義務とを以つて、国民の三大義務といふが如きも亦日本臣民の義務が憲法上に規定せらるる此の二つの義務のみに限られて居らぬことを明らかにするものである」と説明され、憲法およびそれ以外の法律などを根拠に義務が課されていることを示している。澤田五郎(1930)『帝國憲法講義』(改訂版)東京農業大學出版社、182頁。

<sup>25</sup> 清水澄・前掲註12) 45～46頁。

### 3. 中国における「公民」、「人民」などの概念

本章では中国における「公民」、「人民」、「国民」および「選民」の概念を確認する。

#### 3.1 中国憲法における「公民」の概念

1. で述べたように、中国憲法第 33 条第 1 項では「公民」を「中国国籍保有者」と定義している。日本における先行研究も同じように理解してきた<sup>26</sup>。確かに憲法の文言解釈によれば正しい認識だが、中国における解釈は必ずしもそうではない。以下、中国の憲法書における公民の定義を確認する。

邱之岫（主編）（2007）『憲法学』中国政法大学出版社、100 頁。

「公民は法律概念であり、当該国の国籍を持ち、さらに当該国の法律に規定された権利を享有し併せて義務を履行しなければならない自然人であり、外国人と無国籍人とは区別される」。

韓大元（2008）『憲法学基礎理論』中国政法大学出版社、209～210 頁。

「いわゆる公民は一国の国籍を有し、当該国の憲法および法律を根拠に権利を享有し、義務を負担する者である。国籍は公民たる資格を確定する唯一の条件であり、どの国の公民であるかの判断基準はどの国の国籍を持っているかである」。

楊向東（主編）（2010）『憲法学—理論・実務・案例』中国政法大学出版社、99 頁。

「現代各国憲法中『公民』とは、ある一国の国籍を有し、当該国憲法および法律に基づき権利を享有し、義務を負担する自然人である。我が国現行憲法第 33 条第 1 項は中華人民共和国国籍の者はみな中華人民共和国公民であると規定する。すなわち中国国籍を具備することは我が国の公民資格を得る唯一の要件である」。

中国社会科学院研究所《法律辞典》編委会（編）（2004）『法律辞典：簡明本』法律出版社、207 頁。

公民とは「一国の国籍を有し、当該国の憲法および法律に規定された権利を享有し、相応する義務を負う自然人である。一つの国家の最も基本となる法律主体である。各時代、各国の法律制度は異なっており、公民の資格と状況も異なる」。

---

<sup>26</sup> 石塚迅・前掲註 1) 128 頁。董成美（編著）、西村幸次郎（監訳）（1984）『中国憲法概論』成文堂、130 頁。和田英男（2014）「現代中国政治史における『公民』—反右派闘争とその名誉回復を中心に」『OUCF ブックレット（大阪大学中国文化フォーラム）』第 3 号、132 頁など。



## 「国民」、「公民」、「人民」の日中台比較

これらから明らかな通り、中国における「公民」は国籍を持つだけでなく、義務を負わなければならないという要件も満たさなければならない。「権利を享有する」ともあるが権利は自ら積極的に行わなければならないものではなく放棄可能なため、公民たる要件としては捉える必要はない。

ところで、中国憲法第 33 条第 3 項は「いかなる公民も、憲法および法律の定める権利を享有し、また憲法および法律の定める義務を履行しなければならない」と規定している。この規定は公民に義務を課すものであり、公民の要件ではない。すなわち憲法の文言通りに解釈するならば、本来中国の「公民」は中国国籍の保持のみを要件に決定されるが、憲法および法律の定める義務を履行しなければならない存在となる。すなわち、日本の明治憲法下における「臣民」と同義になるはずである。

しかし、上で見たように、中国における通説的見解は憲法第 33 条第 3 項の要件、すなわち義務の履行を「公民」の要件に取り込んで解釈している。すなわち解釈上中国における公民とは、中国国籍保有者でかつ憲法および法律上の義務を果たす者である。

中国憲法も立憲的意味の憲法ではないので、その点で明治憲法に近いと言える。しかし、義務を果たすことを「公民」の要件としている点で明治憲法下の「臣民」とは異なっている。

ところで、韓大元や楊向東による説明は憲法解釈によるある種の矛盾が見える。つまり韓大元は公民を「一国の国籍を有し、当該国の義務を負担する者である」としつつも「どの国の公民であるかの判断基準はどの国の国籍を持っているか」と説明する。楊向東も『公民』とは、ある一国の国籍を有し、義務を負担する自然人」としつつも「中国国籍を具備することは我が国の公民資格を得る唯一の要件」とも述べる。すなわち、憲法の文言上は公民の要件は国籍のみだが、解釈上は国籍かつ義務の負担であるため、条文の文言通りに解釈しようとする論者はこのような矛盾のある表現をするしかないということだろう。逆に言えば、文言通りに解釈をしようとしている論者も公民の要件の一つに義務の負担を入れなければならないほど、「公民の要件は国籍かつ義務の負担」は通説化したものということであろう（公民の要件たる「義務の負担」の強調は 3.3 でもまた述べる）。

さて、中国の「公民」を中国国籍の保有かつ義務を負担する者と定義すれば、中国国籍保有者であるが憲法や法律に定められた義務を負担しようとならない者はどのように定義されるのかという問題が噴出する。残念なことに義務を負担しようとならない者の呼び名は憲法上特に見受けられない。しかし、3.3 で述べる条約上の「国民」がそれに該当すると思われる。

社会主義憲法は「統治のための用具」<sup>27</sup>、すなわち義務を課す根拠であるため、その義務を負担しようとしなない者は最初から観念されていないということである。

### 3.2 中国憲法における「人民」の概念

1. で説明したように、中国における「人民」は社会主義イデオロギーを持つ用語である。その定義は「社会主義建設の時期には、社会主義建設の事業に賛成し、これを支持し、これに参加するすべての階級、階層、社会集団」であることは註1で説明した。

そのため、「人民は政治概念と原則により、時代が変われば内容も変化する。例えば、抗日戦争期は漢族の敵（漢奸）、親日派以外の一切の抗日階級、階層および社会集団が人民の範囲に属した。解放戦争期には官僚ブルジョア階級、地主階級およびこれらの階級を代表する国民党反動派は全て敵であり、これらの敵に反対する一切の階級、階層および社会集団は全て人民の範囲に属する。社会主義の段階に入り、人民の範囲は拡大し発展した。現段階の人民の範囲は社会主義労働者、社会主義事業の建設者、祖国統一を擁護し賛成する一切の愛国者および社会主義を擁護する愛国者の一切を包括する」とされる<sup>28</sup>。このため、「人民は一つの政治概念であり、相対的に敵と分け、政治的に敵味方を区分する基準で」もある<sup>29</sup>。つまり「公民の概念は人民の概念よりも大きく、公民は人民を含むばかりでなく、敵対分子をも含む」概念なのである<sup>30</sup>。また「人民」は中国の主権者である（憲法第2条）。

### 3.3 中国における「国民」の概念

現在の中国憲法には「国民」という用語はない。新中国はじめての憲法性文書である「中国人民政治協商会議共同要領」（1949年9月29日採択）は国民という言葉を使っていた。新中国でも1953年に制定された「中華人民共和国全国人民代表大会和地方各級人民代表大会選挙法（以下「選挙法」という）」が「公民」という用語を使うまでは一般的に「国民」という用語を使っていた。ここでいう国民は現在の公民とほぼ同義と言われている<sup>31</sup>。

---

<sup>27</sup> 高見澤磨＝鈴木賢(2010)『中国にとって法とは何か―統治の道具から市民の権利へ』岩波書店、139頁。同書110頁では「中国法は憲法を除いて、(中略)急速にソビエト法からの離脱を遂げつつあり」と述べる。すなわち中国憲法は未だ社会主義法（ソビエト法）の影響があると言える。

<sup>28</sup> 韓大元(2008)『憲法学基礎理論』中国政法大学出版社、210頁。

<sup>29</sup> 邱之岫（主編）(2007)『憲法学』中国政法大学出版社、100頁。

<sup>30</sup> 韓大元・前掲註28) 210頁。

<sup>31</sup> 石塚迅・前掲註1) 24～25頁。焦洪昌（主編）(2009)『憲法学』北京大学出版社、362頁。

## 「国民」、「公民」、「人民」の日中台比較

では、現在中国では国民という用語は使われていないのかと言えばそうではない。例えば 2012 年 10 月 29 日に大韓民国（以下「韓国」という）と締結した「中韓社会保障協定（原文は「中華人民共和国政府和大韓民国政府社会保険協定）」の第 1 条第 5 項では「国民」を定義している。ここでは「中華人民共和国では中華人民共和国国籍の者を指し、大韓民国では国籍法に定められた大韓民国国民を指す」としている。ここで中国は自国籍の者を国民と定義するのに対し、韓国が国籍法に定められた国民と定義している点は、中国にとっての「国民」を象徴している。すなわち韓国は国籍法などで「国民」が定義されており、改めて条約で定義する必要はないのである。これに対し、中国は国内法で「国民」を定義していないためわざわざ「中国国籍の者を指す」としている。さらに、ここで国民を「中国公民を指す」としていないのは、やはり 3.1 で考察したように解釈上、「公民」を単に中国国籍保有者と捉えていないからと言える。

なお、ここで「国民」という言葉を使っているのは、中国と韓国の条約だからである。すなわち、社会主義国でない韓国は一般的に「人民」という用語を使わないため、中国側が「国民」という言葉に合わせたものである。例えば 2013 年 6 月 21 日に締結された「中国とベトナムの連合声明（原文は「中越連合声明）」の第 2 条では「中越友好は両国人民の共同の宝である」と述べる。すなわち社会主義国同士の条約では主権者である「人民」という用語を使っているのである。

つまり、中国も単なる国籍保有者については「国民」という言葉を使っていると言える。

### 3.4 中国における「選民」の概念

中国においては「公民」や「人民」に類似する用語としてさらに「選民」がある。選民とは選挙法上で使われる用語である。「わが国の選挙法によれば、直接選挙中、選民は以下の四条件を具備した者をいう。①中国のある選挙区の公民、②年齢満 18 歳以上、③政治権利の剥奪を受けていない、④精神が正常である」<sup>32</sup>。

本来、選挙は主権者である「人民」のみが行える行為である。しかし、人民はどのような思想を持つかによるため外観からは判断しにくい。そこで便宜上「形式的には選挙に参加できる者」として「選民」という用語を置いていると言える。

---

<sup>32</sup> 邱之岫（主編）・前掲註 29）100 頁。

## 4. 台湾における「人民」、「公民」などの概念

本章では台湾における「人民」、「国民」および「公民」を確認する。

### 4.1 台湾憲法における「人民」の概念

現在の台湾において、人民とは「国家内の自然人をいい、老若男女、統治者・被統治者、貴族・庶民、富豪・貧民さらには本国・その他の国・無国籍者など国籍すら問わない。すなわち『人民』の範囲は最も広範である」とされている<sup>33</sup>。また「人民は一般的に広範な名詞」とか<sup>34</sup>、「人民は国民および公民を包括する」とも言われている<sup>35</sup>。ここからも台湾における「人民」は最も広い概念として用いられており、国籍を問わず広い意味での個人を表すことは通説であると言える。またここにあるように「自然人」とされており、「総体」を表す中国の「人民」とも異なる。

ところで、中華民国憲法（1947年1月1日公布。同年12月25日施行。以下「台湾憲法」という）では第2章を「人民の権利義務」としている。上の定義からすると「広く全ての自然人の権利義務」について規定していることになる。ここに台湾の権利について以下の大きな三つの解釈がある。①台湾憲法第7条は「中華民国人民は、男女、宗教、種族、階級、党派の区別なく法律上一律に平等である」と定めている（平等権）。この台湾憲法第7条は「中華民国人民」と国籍を限定した「人民」である。これに対し台湾憲法第2章の他の条文は全て「人民」が主語となっている。すなわち国籍を限定した平等権以外の権利義務にいう「人民」には外国人も含むとする説<sup>36</sup>。②台湾憲法第2章の最初の条文は第7条であり、ここでいう「中華民国人民」という言葉は以下の条文全てにかかっており、台湾憲法第8条以下の「人民」は全て「中華民国人民」を略した表現であるという説<sup>37</sup>。当然にこの説では外国人に台湾憲法上の権利は直接は認めない。③台湾憲法第2条は「中華民国の主権は国民全体に属する」と規定している。そのため台湾憲法第17条（「人民は選挙、罷免、創制および複決の権利を有する」）の参政権の規定と国籍を限定した平等権以外は外国人にも等しく認められるとする説<sup>38</sup>。すなわち「中華民国人民」を中華民国国籍保有者、「人民」を外国人も含む自然人とすることを原則としつつも、台湾憲法第17条の「人民」のみを「中華民国人民」と読み替える説である。

<sup>33</sup> 徐振雄(2008)『憲法学導論』(4版修訂)高立図書、80頁。

<sup>34</sup> 管欧、林騰鶴(修訂)(2007)『中華民国憲法論』(修訂10版)三民書局、33頁。

<sup>35</sup> 黄炎東(2006)『中華民国憲法新論』(第2版)五南図書出版、46頁。

<sup>36</sup> 呉信華(2011)『憲法積論』三民書店、151頁。

<sup>37</sup> 管欧・前掲註34)33頁。呉信華・前掲註36)152頁。

<sup>38</sup> 呉信華・前掲註36)152頁。

つまり、台湾における「人民」は原則として国籍にこだわらない広い意味での個人を指すが、台湾憲法上での使われ方につき議論があると言える。

#### 4.2 台湾憲法における「国民」の概念

台湾では「憲法およびその他の法令では、『国民』と『人民』の名詞を使っており、用語としては異なる。大まかに言えば、人民は一般的に広範な名詞であり、例えば人民が国籍を有すればそれは国民である」とされている<sup>39</sup>。すなわち台湾憲法第3条「中華民國国籍者は中華民國国民とする」の通り、中華民國国籍を持つ個人を「国民」とするのである<sup>40</sup>。

台湾においては「国民」は国籍のみの要件によるがやはり日本における「国民」とは若干異なる。「憲法第3条により中華民國国民は中華民國国籍を有するかがその要件となり、すなわち国籍は国民が具備しなければならない要件であり、国籍は国家と人民間の政治および法律関係の連鎖である。すなわち、およそ国民は国家に対し一方ではある種の権利を有し、一方ではある種の義務を負う」と説明されるからである<sup>41</sup>。つまり「国民」は国籍のみで決定されるが、国民は権利を有し、義務を負わなければならない存在であるともしている。すなわち、台湾における「国民」とは、日本の明治憲法下における「臣民」と同義であると言える。

#### 4.3 台湾における「公民」の概念

台湾では「公民」は以下のように言われている。「現行法令または一般的に使う語として、『公民』という名詞がある。その『公民』と『人民』の区別は、公民は国家の公法上の権利を享有する者であり、公法上の義務を負う国民もしくは人民である。国民あるいは人民は当然に公権を享有しまたは公法上の義務を負うわけではない。例えば未成年である児童、犯罪によって公権を剥奪された者、選挙権、罷免権、立法権、議決権や公務員となる権利を持たない者、また兵役の義務のない者などである」<sup>42</sup>。

台湾における「公民」も、日本における「公民」と同義であると言えよう。台湾では「国民」は国籍のみを要件とするが権利を享有し義務を負わなければならないと定義しているのに対し、「公民」は「公法上の」権利を享有し、公法上の義務を負うとしている。すなわち国民と公民を分ける点は、その権利・義務が公法上の権利・義務に限定されているか否かである。この点、台湾における国民と公民の境界は分かりにくいものの、両者の違いは明確に存在していると言える。

<sup>39</sup> 管欧・前掲註34) 33頁。

<sup>40</sup> 黄炎東・前掲註35) 46頁。

<sup>41</sup> 管欧・前掲註34) 33頁。

<sup>42</sup> 管欧・前掲註34) 33頁。

#### 4.4 補論—台湾憲法は立憲的意味の憲法なのか

4.2 で台湾における国民は、国籍要件のみで決まるが、権利を享有し義務を負わなければならない、明治憲法下における「臣民」と同義であると述べた。ここから台湾憲法は日本の明治憲法と同様に立憲的意味の憲法ではないのではないかという問題が噴出する。ここではそれを検討する。2.5 で述べたようにそれぞれの「国民」などの定義はその国の憲法思想に連動していると思われ、本稿の検討内容の補論としてこれを検討することは有意義であると思われる。なお、台湾憲法が立憲的意味の憲法か否かについては論じた研究は管見の限り見受けられない。

立憲的意味の憲法であるか否かは、天賦人権論を堅持しているか否かで判断できる。「天賦人権論の否定」は明治憲法のように「権利は天以外から付与されたものである」と考える。そしてこの「天以外」とは政府や天皇のような統治者などの国家権力を意味するため、国家権力による権利の制限や停止が可能となる理論を含むことになる。そのため、国家権力を抑制するという立憲的意味の憲法と天賦人権論の否定は相いれない<sup>43</sup>。

台湾では「現在人権は国際条約、憲法の成文化がなされ、一国の憲法の人権や基本権利は意義も範囲も一致が見られない」とか「自然権、人権、憲法人権の解釈は各自が表明する段階になり、それは西欧人権中心主義と第三世界の国家が『人権の普遍性』をめぐる争いがある」と言われている<sup>44</sup>。天賦人権論が承認されていれば、国家によって人権の意義や範囲が大きく異なることはなく範囲も基本的に一致する<sup>45</sup>。天賦人権論では神から全ての人に等しく人権が与えられるので意義や範囲が異なることは基本的にはない。また、西欧人権中心主義（天賦人権論を承認している世界）と第三世界（アジアなどを指していると思われる）で人権の普遍性をめぐる争いがあるとしており、この点からも台湾を含むアジア諸国が西欧諸国の人権論を正面から受け入れたわけではないことに言及している。さらに「権利と義務は一体的両面」とも言われ<sup>46</sup>、ここに天賦人権論を採用している訳ではなく、義務を負っているからこそ権利があるという思想を見ることができる。

このように、台湾も天賦人権論を否定しているように見えるが、完全に否定しているかと言うとそうではない。台湾憲法第 22 条には「人民のその他の自由および権利は、社会秩序および公共の利益を害しない限り、等しく憲法による保障を受ける」と規定されている。これは日本国憲法第 13 条における幸福追求権のように、憲法の条

<sup>43</sup> 佐藤幸治・前掲註 3) 6 頁。

<sup>44</sup> 徐振雄・前掲註 33) 67 頁。

<sup>45</sup> 芦部信喜・前掲註 5) 80～81 頁。

<sup>46</sup> 管欧・前掲註 34) 45 頁。

文上に存在していない権利を認めるための条文と言える<sup>47</sup>。このような幸福追求権は、権利は神から賦与されたものであるがゆえ、憲法に明記されていない権利も認められるという考えに基づいている<sup>48</sup>。すなわち、台湾憲法第 22 条に着目する限りは、天賦人権論は認められているのである。

台湾憲法がこのような二面性を持つ理由は、歴史の中に理由があると考えられる。例えば辛亥革命の直後、孫文は西欧的な「天賦人権論」および「自由、平等、博愛」を提唱していた<sup>49</sup>。しかし「この孫文の思想も当時の中国の『国情』の中で変化を余儀なくされる。彼が目標とした西欧諸国が中国を侵略しているという現実、中国人民の知識水準の低さの認識等により、彼の思想もやがて国家・集団の優先へと転換してゆく。それは彼なりの『救国』へ向けた方策の追求であった」と言われ、天賦人権論を否定する<sup>50</sup>。このように、台湾憲法の源流である大陸の中華民国憲法の思想も天賦人権論の堅持からその否定へと揺れ動いた。

このように天賦人権論の堅持から否定へと動いたことが現在の台湾憲法にも表れているのだろう。すなわち、このような歴史的背景が天賦人権論を否定する論と堅持する論が混在している理由であろう。人権についての説明でも台湾では「狭義では自然法あるいは天賦人権の観念である」としつつも「広義では個人の人権および集団の人権および民族の人権を包括する」としている<sup>51</sup>。「集団の人権」とはあるグループ全体の権利ということであり、グループ内の少数派の権利は省みないことを表す。すなわち「集団の人権」と述べた時点で、個々人の権利の否定、ひいては天賦人権論の否定にもつながるのである。その意味で、この天賦人権論と個人・集団・民族の人権を合わせて説明する手法は台湾の天賦人権論の堅持と拒絶の揺れ動きを如実に表していると言えよう。

そして、天賦人権論を完全に受け入れたわけではないという台湾の事情が、台湾における「国民」が日本の明治憲法下の「臣民」と同様に国籍のみを要件としつつも義務の負担までも求めることにつながっていると言える。

## 5. おわりに

本稿は、董和平の論を端として、日中台の「国民」、「公民」、「人民」などの用語を見てきた。そこから見える結論としては董和平のこの説明は誤りということである。

<sup>47</sup> 佐藤幸治・前掲註 3) 175 頁。芦部信喜・前掲註 5) 118～119 頁。

<sup>48</sup> 芦部信喜・前掲註 5) 118～119 頁。

<sup>49</sup> 石塚迅・前掲註 1) 19 頁。

<sup>50</sup> 石塚迅・前掲註 1) 20 頁。

<sup>51</sup> 黄炎東・前掲註 35) 51 頁。

日中台の「国民」などの定義をまとめると（図1）のようになる。

（図1）「国民」、「公民」、「人民」などの定義まとめ

	日本	中国	台湾
国籍すら要件とせず「人間」個人を示す			本来の意味での「人民」
国家構成員の総体としての存在	①主権者としての「国民」、②ナシオン主権による「全国民」（芦部信喜説）		
自国籍を持ちかつ義務を負担する個人としての存在		憲法解釈による通説上の「公民」	
自国籍を持つのみが要件だが義務を負担しなければならない個人としての存在	①明治憲法下での「臣民」、②明治憲法下での「国民」	憲法第33条第1項および第3項の文言を合わせた解釈による「公民」	憲法解釈による通説上の「国民」
自国籍を持つことが要件であり、その他の要件は課されていない個人としての存在	国家を構成する個人としての「国民」	①憲法第33条第1項の文言のみの解釈による「公民」、②条約上の「国民」	①憲法の文言解釈上の「国民」、②「中華民国人民」、③憲法解釈の一部の説による「人民」
特定の思想を持つ存在		人民	
有権者個人としての存在	労働基準法などにいう「公民」	選民	公民
有権者の総体としての存在	①国家機関としての「国民」、②プーブル主権における「人民」（芦部信喜説）	人民	



(図1)からも明らかなように、董和平のいう『国民』の概念は通常公民の概念として用いられて「いる」という主張は誤りである。中国において憲法の文言解釈上の「公民」と条約上の「国民」の場合は国民と公民が一致する。しかし、中国では国内法上「国民」という用語は使われないし、「公民」の通説的解釈による定義は義務を負担するという要件をも持つことは説明した。日中台との比較によっても「公民」と「国民」という用語が同義であるとは言えない。またなぜこれらの定義が異なるのかというと、それぞれの憲法思想が異なり、それに連動しているからである。

また、「国民は当該国家の国籍保有者を指し」、「公民は法的年齢に達し、公民権を享受できる国民を意味する」について確かに日本はこの指摘の通りである。しかし日本では労働基準法や教育基本法上は、「公民」という用語を用いているものの、「国民の概念と公民を明確に区別」しているわけでもない。確かに「国民」を日本国憲法の文言的に「日本国籍を持つ者」と捉えれば、日本における国民と公民に区別があるとある程度言えることかもしれない。しかし、それは日本の憲法上の「国民」の解釈方法の多様性を無視している捉え方である。日本では憲法上の「国民」自体にもいろいろな意味があり、「国民」と他の言葉に明確な区別があるとは言い難い。

ところで、この董和平の主張は中国での通説とは言えない。管見の限り董和平と同様の主張が他に見受けられないからである。董和平＝常安(編著)(2006)『中国憲法』(法律出版社)219頁には同様の論がある。しかし、これは董和平(2004)『憲法学』(法律出版社)286頁と一字一句同じ表現であり、編著者の一人が董和平であることから董和平(2004)『憲法学』(法律出版社)の表現をそのまま転用したものと言える。そのため、中国における憲法研究の全てがこのような誤解をしているわけではないことは注意しなければならない。

ところで、日本、中国、台湾の一般的な人々に聞き取り調査をしてみると、自国民を表す言葉は、日本では「国民」、中国では「人民」、台湾では「台湾国民」もしくは「台湾人民」であるという回答が多く返ってくる。日本や台湾は解釈手法次第で「正確な」定義と一致している。しかし、中国だけはこれと異なる。中国では3.2で述べたように主権者は人民であるが、人民は「中国の自国民」とは呼べない。「人民でない者は排除されなければならない」という社会主義イデオロギーによる教育が一般的な人々の言葉に影響を与えていると言えるだろう。

本稿は「国民」などの言葉に着目して日中台のそれぞれの定義を見てきた。日中台はそれぞれ漢字を使い、文化的にも類似点が多くある。そのため日本語における漢字と中国語における漢字が同じである場合には、その両者を同様のものとして見てしまうことがある。しかし、そのように安易に捉えると誤りであると指摘できる。外国研究を行う場合は、やはり同じ言葉があっても「自国の定義とは異なるのではないか」

と懐疑的に見て、「定義から調べなおす」という姿勢が必要であろう。外国語教育においても同じことが言える。

ところで、本稿は董和平の論に疑義を持ったことから、「国民」、「公民」、「人民」などの用語の定義を確認し、それぞれ同じ意味なのかを検討した。その中で「国民」などの用語の定義は憲法思想と連動していることを指摘したわけだが、奇しくも現在の日本で話題となっている内容に触れることとなった。すなわち、立憲主義や改憲の問題である。最近、日本では首相が「(憲法解釈の) 最高の責任者は私だ。政府答弁に私が責任を持って、その上で私たちは選挙で国民の審判を受ける」などと発言した<sup>52</sup>。立憲的意味の憲法は2.5で述べたように「権力保持者による権力濫用を意識的に阻止」するためのものであり、権力者が自由に捻じ曲げていいものではない。そのため、この発言は立憲主義の否定とも言われ批判されている<sup>53</sup>。さらに日本の改憲案では天賦人権論を否定し、改憲案起草委員が「国民が権利は天から付与される、義務は果たさなくていいと思ってしまうような天賦人権論をとるのはやめ」と主張している<sup>54</sup>。

これは憲法思想の大きな転換である。そのためこのような改革が進めば、本稿で述べてきた日本の「国民」などの定義も変わるであろう。このような日本の転換期に憲法における「国民」の定義や権利論などを再確認できたことにも本稿の意義はあったであろう。

また、従来の日本における中国法研究では中国が天賦人権論を否定するのは、「人権」概念がブルジョア的であるという社会主義的観念に基づくものと理解されてきた<sup>55</sup>。しかし、本稿では台湾でも天賦人権論が正面から認められているわけではないことを明らかにした。ここから中国が天賦人権論を否定しているのは、社会主義観念のみが原因ではなく、中国や台湾という中華世界に共通する思想も影響している可能性がある」と指摘できる。つまり、1993年の世界人権会議のアジア地域会合で採択された「バンコク宣言」が述べる「アジアでは社会権の実現が肝要であり、集団の権利たる発展の権利が国際社会によって確保されなくてはならない」という思想が生きている可能性である。また、そうすると日本もアジアの一部であるのになぜ「個人の権利」を至

---

<sup>52</sup> 『朝日新聞』2014年2月14日付4面。

<sup>53</sup> 『朝日新聞』2014年2月15日付4面。『しんぶん赤旗』2014年2月15日付1面、2014年2月27日付1面、13面。『京都新聞』2014年2月21日付2面。『神戸新聞』2014年2月22日付12面など。なお『読売新聞』2014年2月21日付3面は立憲主義には反しないとしている。

<sup>54</sup> [執筆者不明] (2013) 『全批判自民党改憲案』日本共産党中央委員会出版局、17頁。

<sup>55</sup> 石塚迅・前掲註1) 50頁。木間正道＝鈴木賢[ほか] (2009) 『現代中国法入門』(第5版) 有斐閣、88頁など。

### 「国民」、「公民」、「人民」の日中台比較

高とする天賦人權論が堅持されているのかという点が問題となる<sup>56</sup>。日本国憲法が天賦人權論を堅持しているのは、やはり日本国憲法が「押し付け憲法」であり、日本にそぐわないものなのであろうか<sup>57</sup>。しかし、天賦人權論を至高の理論とすれば、憲法に押し付けの要素があったとしても、「天賦人權論がなじまないアジアの国に、天賦人權論を導入した憲法を作っていた」と捉えるべきであろう。それとも、日本の改憲案起草委員が言うように、日本も天賦人權論を否定すべきなのだろうか。この点は今後の課題としなければならない。

---

<sup>56</sup> なお、日本も純粋な天賦人權論が堅持されているわけではない。天賦人權論では、権利は天（神）が平等に人に与えたものと捉えるが、日本は憲法上の数々の権利すら制限されている天皇や皇族などが存在しているからである。

<sup>57</sup> 芦部信喜・前掲註5) 26頁は「押し付けの要素があったとしても、それがただちに全面改正の理由になるかは、きわめて問題である」と述べる。

## 参考文献

- ・日本語文献 (50 音順)
- 芦部信喜、高橋和之 (補訂) (2011) 『憲法』 (第 5 版) 岩波書店
- 蟻川恒正 (2005) 「立憲主義のゲーム」『ジュリスト』1289 号, 74-79
- 石塚迅 (2004) 『中国における言論の自由—その法思想、法理論および法制度—』明石書店
- 伊藤正己 (1990) 『憲法』 (新版) 弘文堂
- 小泉良幸 (2005) 「国民の義務と、愛国心」『ジュリスト』1289 号, 104-110
- 木間正道＝鈴木賢 [ほか] (2009) 『現代中国法入門』 (第 5 版) 有斐閣
- 佐々木惣一 (1943) 『我が國憲法の獨自性』岩波書店
- 佐藤幸治 (2011) 『日本国憲法論』成文堂
- 澤田五郎 (1930) 『帝國憲法講義』 (改訂版) 東京農業大學出版社
- 清水澄 (1914) 『帝國憲法の話』實業之日本社
- 清水澄 (1932) 『逐條 帝國憲法講義 全』松華堂書店
- 下井隆史 (2001) 『労働基準法』 (第 3 版) 有斐閣
- 下村哲夫 (1997) 『改訂新版 教育法規を読む—これだけは知っておきたい—』東洋館出版社
- 杉原誠四郎 (2002) 『教育基本法—その制定過程と解釈』 (増補版) 文化書房博文社
- 杉原誠四郎 (2011) 『新教育基本法の意義と本質』自由社
- 關直彦 (1879) 『大日本帝國憲法』三省堂
- 高橋和之 (2013) 『立憲主義と日本国憲法』 (第 3 版) 有斐閣
- 高見澤磨＝鈴木賢 (2010) 『中国にとって法とは何か—統治の道具から市民の権利へ』岩波書店
- 瀧川誠男 (1994) 『労働法講義』 (3 訂版) 中央経済社
- 辻村みよ子 (2012) 『憲法』 (第 4 版) 日本評論社
- 土屋英雄 (2012) 『中国「人権」考—歴史と当代—』日本評論社
- 董成美 (編著)、西村幸次郎 (監訳) (1984) 『中国憲法概論』成文堂
- 和田英男 (2014) 「現代中国政治史における『公民』—反右派闘争とその名誉回復を中心に」『OUGC ブックレット (大阪大学中国文化フォーラム)』第 3 号, 131-156
- [執筆者不明] (2013) 『全批判自民党改憲案』日本共産党中央委員会出版局
- 『朝日新聞』2014 年 2 月 14 日付、2014 年 2 月 15 日付
- 『京都新聞』2014 年 2 月 21 日付
- 『神戸新聞』2014 年 2 月 22 日付
- 『しんぶん赤旗』2014 年 2 月 15 日付、2014 年 2 月 27 日付
- 『読売新聞』2014 年 2 月 21 日付
  
- ・中国語文献 (中国で出版されたもの。ピンインアルファベット順)
- 韓大元 (2008) 『憲法学基礎理論』中国政法大学出版社
- 焦洪昌 (主編) (2009) 『憲法学』北京大学出版社
- 毛沢東 (1999) 「關於正確處理人民內部矛盾的問題」中共中央文献研究室 (編) 『毛沢東文集 (第七卷)』人民出版社, 204-244 (初出は 1957 年)

## 「国民」、「公民」、「人民」の日中台比較

邱之岫（主編）（2007）『憲法学』中国政法大学出版社

楊向東（主編）（2010）『憲法学—理論・実務・案例』中国政法大学出版社

中国社会科学院研究所《法律辞典》編委会（編）（2004）『法律辞典：簡明本』法律出版社

周恩来（2011）「人民政協共同綱領草案的特点」中共中央文献研究室（編）『建国以来重要文献選編（第一冊）』中央文献出版社，12-16（初出は1949年）

・中国語文献（台湾で出版されたもの。ピンインアルファベット順）

管欧、林騰鶴（修訂）（2007）『中華民國憲法論』（修訂10版）三民書局

黄炎東（2006）『中華民國憲法新論』（第2版）五南圖書出版

徐振雄（2008）『憲法学導論』（4版修訂）高立圖書

吳信華（2011）『憲法積論』三民書店